

◇教育標準時間

階層 区分	定義		保育料（月額）
			3歳以上
1	生活保護法による被保護世帯		0円
2	市町村民税非課税世帯		0円
3	市町村民税所得割課税額 77.100円以下	ひとり親世帯等	0円
		上記以外の世帯	0円
4	市町村民税所得割課税額 77.101円以上211.220円以下		0円
5	市町村民税所得割課税額 211.201円以上		0円

①市町村民税非課税世帯の第2子は保育料を無料とします。

②保育所の給食の材料にかかる費用（給食費等）は別途徴収いたします。

問合せ先 越前町役場福祉課 保育所係 TEL 0778-34-8725（直通）